

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回答	法人又は所属団体名等
1	全般	本事務ガイドライン等改正は当該銀行が個人情報取扱事業者であるかどうかを特に区別しない形となっているが、個人情報取扱事業者でない銀行が、本事務ガイドライン等改正を厳密に遵守していない場合に行政処分の対象となるのは、原則として、銀行法施行規則第13条の6の5乃至第13条の6の7に違反する場合に限られると考えてよいか。個人顧客情報の取扱に関して、個人情報取扱事業者に該当しない銀行と個人情報取扱事業者に該当する銀行との監督上の取扱いの違いを明確にして頂きたい。	個人情報保護法上「個人情報取扱事業者」に該当しない事業者は、同法に基づく命令等の対象にはなりません。他方、銀行法あるいは他の業法に服する事業者は、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」であるか否かにかかわらず、すべて施行規則及び事務ガイドライン等の改正により、各業法に基づき個人顧客情報に関する適正な取扱いに関する義務を負うものであります。	個人
2	全般	個人情報の保護に関する法律第6条3項に基づき銀行法に対して講じられた措置（銀行法施行規則第13条の6の5乃至第13条の6の7）は個人顧客に関するものなので、法人取引に特化した外銀等個人顧客のいない銀行は、個人情報取扱事業者に該当しない場合、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」を厳密に遵守していない場合でも、銀行法に基づく行政処分を受けることはないと考えてよいか。個人顧客もなく個人情報取扱事業者にも該当しない銀行に対して、個人情報の保護に関する法律及びこれに関連する一連のガイドラインが、銀行監督行政上、如何なる影響をもつかが明確にして頂きたい。	本監督指針改正案における「個人である顧客に関する情報」には、法人である顧客との取引において取得した法人顧客の代表者、従業員等に係る個人情報には含まれません。ただし、当該銀行が個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に当たる場合には、同法に従って、法人顧客との業務上取得した個人に関する情報も含めて、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に基づき安全管理等の措置を講ずる必要があります。なお、銀行は、当該銀行が個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に該当するか否かにかかわらず、施行規則改正案に基づき、銀行法上、個人顧客情報の安全管理等に関して必要かつ適切な措置を講ずる責任を負い、これに違反した場合には、同法に基づく行政処分の対象となるものです。	個人
3	全般	法人顧客の代表者や、法人顧客の本人確認を行う際の法人顧客の取引担当者の情報は「個人である顧客に関する情報」に含まれないとの理解でよいか。	「個人である顧客に関する情報」には、法人である顧客との取引において取得した法人顧客の代表者、従業員等に係る個人情報は含まれません。なお、個人情報保護法上、「個人情報」の定義には、法人取引における代表者氏名等の個人に関する情報も含まれます。	メリルリンチ日本証券株式会社
4	全般	M&A業務、証券化業務、ローン債権の売買業務等の業務に関連して、当社の顧客以外の個人情報を取得する場合がある。具体的にはM&A業務の対象企業のデュー・ディリジェンスに伴って対象企業の役員・従業員の情報や対象企業が保有する個人情報取得したり、ローン債権売買の対象となる金銭債権の個人債務者や個人保証人等に係る個人情報を取得する場合が考えられる。これらの個人情報は、証券会社自身の顧客に関する情報ではないため、ここにいう「個人である顧客に関する情報」には含まれないとの理解でよいか。	「個人である顧客に関する情報」には、当該事業者にとって「顧客」に当たらない者に関する個人情報は含まれません。なお、当該事業者が個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に当たる場合には、同法に従って、業務上取得した顧客ではない個人に関する情報も含めて、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に基づき安全管理等の措置を講ずる必要があります。	メリルリンチ日本証券株式会社
5	・証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条4の2及び4の3 ・事務ガイドライン（証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督にあつての留意事項について） 3-4-3	個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の安全管理措置は、「個人情報」ではなく、「個人データ」を対象に規定されている。一方、今回パブコメに付された「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督にあつての留意事項について」3-4-3によれば、行為規制府令第10条4の2に規定する「必要かつ適切な措置」は「実務指針」I、II、III及び別添2の規定に基づく措置を指すものとしている。従って、行為規制府令第10条4の2における是正措置の必要性の判断は、「個人情報」に対する措置が適切かどうかではなく、「個人データ」に関する措置が適切かどうかにより判断されるものと思われる。この点をより明確にするために、行為規制府令第10条4の2及び4の3の文言を「個人である顧客に関する情報」ではなく、「個人である顧客に関する個人データ」との表現にすべきではないか？	「個人である顧客に関する情報」の安全管理措置等については、今般改正される「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督にあつての留意事項について」3-4-3において示されている通り、個人情報保護ガイドライン第10条、第11条及び第12条の規定に基づく措置、並びに実務指針の規定に基づく措置が求められています。従って、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に沿って個人データに関し個人情報保護法上「適切かつ必要な措置」を講じている場合には、当該事業者は、本内閣府改正案上も「必要かつ適切な措置」を講じているものと解されます。	メリルリンチ日本証券株式会社

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回答	法人又は所属団体名等
6	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針：Ⅱ-3-4-3(2)③及びⅡ-3-4-5(2)①ニ	同条における「個人である顧客に関する情報」との表現を「顧客に関する個人データ」に変更すべき。保護法ガイドライン第10～12条および実務指針Ⅰ～Ⅲおよび別添2の規定は「個人データ」を対象とするものであり、整合性を確保する必要があると考える。	「個人である顧客に関する情報」の安全管理措置等については、今般改正される「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」のⅡ-3-4-3(2)③及びⅡ-3-4-5(2)①ニにおいて示されているとおり、個人情報保護ガイドライン第10条、第11条及び第12条の規定に基づく措置、並びに実務指針の規定に基づく措置が求められています。従って、個人情報保護ガイドライン及び実務指針に沿って個人データに関し個人情報保護法上「適切かつ必要な措置」を講じている場合には、当該事業者は、施行規則改正案上も「必要かつ適切な措置」を講じているものと解されます。	社団法人全国地方銀行協会
7	事務ガイドライン(第二分冊)：保険会社関係 1-6-7(13)及び(14)、2-2(6)④及び⑤	本事務ガイドラインの規制対象として引用されている「個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の規定の中には、本事務ガイドラインの対象とはならない規定があることを確認したい。	「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の規定の中には、例えば機微(センシティブ)情報取得に関する規定など、「事務ガイドライン(第二分冊)」1-6-7(13)の「適切かつ必要な措置」の対象とならない規定があります。	社団法人生命保険協会
8	事務ガイドライン(第三分冊)：金融会社関係 3-2-2(2)②	「資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者に返済能力の調査以外の・・・」の部分で、「借入金返済能力」という表現を、実務指針別添3の前文と合わせて、「返済能力」という表現にして頂きたい。	今般改正される「事務ガイドライン(第三分冊)」の規定振りは、貸金業規制法第30条第1項の規定を援用したものです。	全国信用情報センター連合会
9	事務ガイドライン(第三分冊)：金融会社関係 3-2-7(7)	「信用情報(個人である・・・)」の部分で、「個人である」と特定されているので、「信用情報」ではなく「個人信用情報」として頂きたい。個人信用情報とすることにより、個人信用情報機関に登録されている法人貸付情報(法人信用情報)との区別もできるためわかりやすいかと思われる。	現行の「事務ガイドライン(第三分冊)」の規定振りで、「信用情報(個人の・・・)」となっており、今般の改正であえて変更する必要はないと判断しました。	全国信用情報センター連合会
10	事務ガイドライン(第三分冊)：金融会社関係 3-6-2(1)(5)④	(意見) この条項に、以下のように下線部分を追加する必要がある。 ④「当該信用情報は、法第30条第2項に基づき、利用目的は、資金需要者の返済能力の調査目的、 <u>および資金需要者から同意を得た利用目的に限定されること</u> 」。 (理由) 法第30条第2項は、利用目的を資金需要者の返済能力の調査目的に限定するとは定めていない。よって、前項の意見の理由で述べた通り、資金需要者の同意があれば、返済能力の調査以外の目的にその情報を利用できるように変更すべき。さもなければ、前項で説明したような日常的に行われる企業活動を阻害する恐れがある。	現行の貸金業規制法第30条第2項において、資金需要者に関する借入金返済能力に関する情報を、返済能力の調査以外の目的のために使用することは、資金需要者の同意の有無に関らず、既に禁止されています。	在日米国商工会議所
11	事務ガイドライン(第三分冊)：金融会社関係 3-6-2(1)(8)(注)(i)	(意見) この条項を以下のように修正する必要がある。 「資金需要者の返済能力の調査、 <u>および資金需要者から同意を得た利用目的に必要な場合</u> 。」 (理由) 前項の意見の理由で述べたとおり、資金需要者の同意があれば返済能力の調査以外の目的にその情報を利用できるようにする必要がある。この条項に上記のような衆背がなされなければ、日常的に行われる企業活動を阻害する恐れがある。	現行の貸金業規制法第30条第2項において、資金需要者に関する借入金返済能力に関する情報を、返済能力の調査以外の目的のために使用することは、資金需要者の同意の有無に関らず、既に禁止されています。	在日米国商工会議所

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回答	法人又は所属団体名等
12	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針：Ⅱ-3-4-3(2)④	同条に「人種、信条、門地、本籍地、保険医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」とあるが、これは保護法ガイドライン第6条における「機微(センシティブ)情報」と同一のものと考えてよいか。また、そうであるならば、表現を統一すべきではないか。	「その他の特別の非公開情報」とは、今般改正される「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-3-4-3(2)④において示されており、「労働組合への加盟に関する情報」、「民族に関する情報」及び「性生活に関する情報」を指すものであり、銀行法施行規則第13条の6の7に規定された「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」は、個人情報保護ガイドライン第6条に規定された「センシティブ情報」と同一となっております。	社団法人全国地方銀行協会
13	事務ガイドライン(第二分冊)：保険会社関係 1-6-7(14)、2-2(6)⑤	「その他の特別な非公開情報」とは、「労働組合への加盟に関する情報、民族に関する情報、性生活に関する情報」に限定されているという理解でよいか。	今般改正される「事務ガイドライン(第二分冊)」1-6-7(14)、2-2(6)⑤及び3-1-2(11)において示されている「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」とは、個人情報保護ガイドライン第6条に規定された「センシティブ情報」と同一のものであります。	社団法人生命保険協会
14	全般	個人情報保護に関するガイドライン第6条1項において機微(センシティブ)情報として定められている「政治的見解、信教、宗教、思想」については、本事務ガイドライン及び、施行規則のいずれにも記載がないが、保険業法の規制対象には該当しないという理解でよいか。	政治的見解、信教、宗教及び思想については、施行規則における「信条」に含まれると解されず。従って、今般改正される保険業法施行規則において示されている「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」とは、個人情報保護ガイドライン第6条に規定された「センシティブ情報」と同一のものであります。	社団法人生命保険協会
15	事務ガイドライン(第三分冊)：金融会社関係 3-2-2③、3-6-1(6)、11-3-11(2)	これらの条項における機微情報・非公開情報の定義は保護法ガイドライン第6条と少々食い違っている。すなわち、ガイドライン第6条では「政治的見解」、「信教(宗教・思想・信条をいう)」なども機微情報として規定されているが、この事務ガイドラインには政治的見解および信条以外の信教の項目(宗教・思想)が含まれていない。事務ガイドラインでの定義の方が、情報を収集する者にとって現実的であり、本ガイドラインと事務ガイドラインとの整合性を図るため「政治的見解」及び「思想」など、量りがたい情報は本ガイドラインから削除するべき。	政治的見解、信教、宗教及び思想については、「信条」に含まれると解されます。従って、今般改正される「事務ガイドライン(第三分冊)」において示されている「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」とは、個人情報保護ガイドライン第6条に規定された「センシティブ情報」と同一のものであります。	在日米商工会議所
16	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針：Ⅱ-3-4-3(2)⑤	同条では「顧客情報の漏洩等」とされているが、保護法ガイドラインにおいて当局への報告を要するとされているのは個人情報の漏えい事案等であり、監督指針においても、報告を要するのは「個人である顧客情報」に限定して頂きたい。	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、従来通り法人情報を含む顧客情報について、漏えい事案が発生した場合の報告態勢の整備を求めることとし、更に滅失又は毀損の場合の報告態勢の整備も求めることとします。	社団法人全国地方銀行協会
17	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針：Ⅱ-3-4-3(2)⑤	「漏えい等」とは、保護法ガイドラインと同様、「漏えい、滅失、毀損」を指すとの理解でよいか。	「漏洩等」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第22条と同様「漏えい、滅失又は毀損」を指します。	社団法人全国地方銀行協会

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回答	法人又は所属団体名等
18	<p>事務ガイドライン(第三分冊)：金融会社関係 3-2-2(2)②</p>	<p>この条項に、以下のように下線部分を追加する必要がある。</p> <p>②「信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の同意がない限り返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置が講じられていないこと」 (理由) 資金需要者の同意があれば信用情報機関から受けた情報であっても、返済能力の調査以外の目的に情報を利用できるようにする必要がある。金融会社は顧客をよりよく知ることによってサービスを向上し、ビジネスを開発する。そのため米国の銀行などでは、資金需要者の同意を得た上で、信用情報機関から提供を受けた情報やその他顧客の口座の使い方などの情報を使って、顧客の「Behavior Score(「途上与信スコアリング」)」を開発し、どのような金融商品や金融サービスが必要とされているか、あるいは適しているかを評価したり、予備審査の為に使ったりする。この条項に上記のような修正がなければ、このような日常的に行われる企業活動を阻害する恐れがある。</p>	<p>現行の貸金業規制法第30条第2項において、資金需要者に関する借入金返済能力に関する情報を、返済能力の調査以外の目的のために使用することは、資金需要者の同意の有無に関らず、既に禁止されております。 なお、ご指摘の「途上与信スコアリング」が、資金需要者の借入金返済能力に関する情報を、与信判断の審査に利用するなど、資金需要者の返済能力に関する調査に用いることを指す場合には、本事務ガイドライン改正案上も認められます。</p>	<p>在日米国商工会議所</p>
19	<p>事務ガイドライン(第三分冊)：金融会社関係 3-6-21(4)</p>	<p>この条項に、以下のように下線部分を追加する必要がある。</p> <p>(4)「機関が取得・登録できる信用情報は、会員の提出する信用情報のほか、破産手続開始決定・失踪宣告その他の公的記録・手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の客観的事実に限るものとし、会員が資金需要者の返済能力の調査をするためや、会員が資金需要者から同意を得たその他の利用目的のために必要な事項にとどめることとする。」 (理由) 前項の意見の理由で述べたとおり、資金需要者の同意があれば、返済能力の調査以外の目的にその情報を取得・利用できるようにする必要がある。この条項に上記のような修正がされなければ、日常的に行われる企業活動を阻害する恐れがある。</p>	<p>現行の貸金業規制法第30条第2項において、資金需要者に関する借入金返済能力に関する情報を、返済能力の調査以外の目的のために使用することは、資金需要者の同意の有無に関らず、既に禁止されております。</p>	<p>在日米国商工会議所</p>